

広島県告示第四百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和四年六月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
総合病院 三原赤十字病院	三原市東町二丁目七番一号	令和四年四月一日
ひまわり薬局	大竹市南栄一丁目七番一九号	令和四年五月七日
ソレイユ薬局青崎店	安芸郡府中町青崎東一九番四九号一八	令和四年五月一日